

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美里町長 相澤 清一

市町村名 (市町村コード)	美里町 04505
地域名 (地域内農業集落名)	南郷地区 (和多田沼、鳥谷坂、出来川、福ヶ袋、練牛、赤井、谷地中、大柳、木間塚、上二郷、中二郷、下二郷、大橋、小島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月30日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方 ※変更なし

(1) 地域農業の現状及び課題

町の南東部に位置し、圃場整備事業の実施が昭和57年と全国でも早く、大区画の汎用水田を活用した集団転作にいち早く取り組み、麦、大豆等を中心とした団地化、ブロックローテーションの仕組みが確立されている。そのため、これまで水稻作については、多くの経営体が個別で完結してきたが、資材の高騰によるコスト増加や農業機械の更新等により、それも難しい経営体が増え、経営維持が困難となっている。また、中心経営体が引受け意向を示す耕地面積に対し、農地の不足が想定される。

今後、生産性の向上と自主自立的な農業経営の実現に向けて、新たな仕組み・システムを検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業経営体については、減少が予測される中であって、地域農業を担う多様な担い手が共存共栄できる環境を創出する。農地については、集積化が進む一方で、経営体ごとに農地が分散し、十分な集約化が進んでいない。そのため、大区画の圃場再整備や農地中間管理機構を活用した農地交換等、「農地集積」から「農地集約」への移行に向けた具体的な取り組みを検討する。また、未整備農地については、受け手の経営負担を過度に増やすことがないように配慮し、農地や土地改良施設の保全・維持管理に加え、農業設備の点検・修繕体制の強化を図る。これにより、地域全体で協力しながら、効率的な農地運営を推進する。

農業経営の効率化を図るため、農業機械の共同所有やスマート農業機械の導入を検討し、農業経営体の負担軽減を目指す。また、米、大豆、麦等のブロックローテーションを行い、収益性の向上を目指す。特に水稻作においては、大区画の圃場再整備を契機に、自動灌水システム等の導入を検討し、省力化と適正管理を図る。さらに、経営規模の拡大を図り、魅力的かつ持続可能な農業を実現するため、地域住民との連携を深め、草刈りなどの農作業協力体制を整備する。

有機農業の促進と若い担い手の育成についても積極的に取り組む。地域住民の理解を広げるため、学校給食への有機食材の提供や農家向けの縁結び事業などを検討し、次世代の農業経営者を支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ※変更なし

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,736 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,731 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 ※変更なし

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画及び目標地図の周知を図り、地域の理解増進を図る。 目標地図に則し計画的な農地の集積、集約化を進める。 目標地図に位置付けられていない経営体による耕作を妨げない。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
本地区全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向に配慮しつつ、計画的な農地の集積、集約化を誘導する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水利施設、農道その他の土地改良施設の点検・管理のほか、日常的な草刈り作業等を実施するとともに、老朽化に伴う長寿命化対策を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
大規模経営及び中規模経営を展開する中心的な担い手と小規模経営を行う経営体を考慮した目標地図のゾーニングにより、多様な経営体が共存共栄できる環境に配慮する。 法人設立を目指す集落営農組織のほか、作業集団などの担い手組織の法人化を支援する。また、労働力不足を解消するため、多様な働き方を可能とする雇用形態の創出、経営体間における融通体制の構築を推進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託については、需要増加が見込まれることから、農業協同組合等の受託者となり得る組織の育成及び、受委託のマッチング機能の構築を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。
- ②持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷に配慮した生産活動を推進する。
- ③労働環境の改善や労働力不足の解消を図るため、スマート農業機械の導入を推進する。
- ④新たな市場の開拓に向け、輸出米等の取組を推進する。
- ⑦農業農村が有する多面的機能の発揮を図るため、土地改良施設等の保全管理を推進する。
- ⑧農業用施設の長寿命化対策を講じるとともに、省エネやCO2削減など施設の近代化、機能強化等を促進する。
- ⑨環境への負荷軽減及びコスト削減を図るため、畜産農家と連携し資源循環型農業を推進する。